

学位論文の要約

論文題目：日本古代中世における儀礼と史料・空間・思想

申請者：樋笠逸人

(論文内容の要旨)

本論文は、日本古代中世の儀礼を主題として、文献史料、遺跡や絵図から復原される空間、さらに儀礼の背景にある思想を多角的に分析し、儀礼の表象的特質を論じようとするものである。

序章では、日本史学において儀礼研究が政治史や政務手続を分析する手法として定着していった研究史を辿り、先例を守って儀式を執りおこなうことが宮廷社会においては政治を意味していたという説が、儀礼研究における一つのシェーマとなっていることを確認する。その上で、儀礼の意味や象徴性を分析対象とする研究は、とくに宮廷儀礼研究において手薄であること、また権力表象に対する分析視角の相違が、政治的・宗教的イデオロギーの評価をめぐる見解の相違を生んでいることを指摘し、これを課題として抽出する。

第一章「高御座の成立」では、大極殿の玉座「高御座」の成立過程を検討し、律令制下の国家的儀礼におけるの中での高御座の役割と実態を論じる。高御座は古来の祭祀的な即位の形態「登壇儀礼」の「壇」を継承したものであるとされ、ゆえに律令制下においても神話的思想や祭祀の形態が天皇の権威を支えていたというのが通説的見解であるが、こうした高御座が、平安時代に見られる唐風の儀礼形態や大極殿空間に定着する過程は、再検討を要する課題である。大極殿は飛鳥浄御原宮に成立するという説が有力であるが、申請者は内裏空間と大極殿の機能分化の画期として平城宮第一次大極殿の成立に着目する。平城宮第一次大極殿は参列者と可視的に向き合う空間に置かれ、さらに高御座の開帳とともに天皇の姿を隠していた翳を開く儀式次第が導入されたとし、ここに中華的国家観のもと新羅使や隼人・蝦夷等を参列させた儀礼の中で、天皇がはじめて参列者の前に姿を見せるという画期性が認められるとする。また高御座の多角形の天蓋は、中国の天文思想における「太極」を中心とした天球を象徴していたと推定することで、高御座の八角形の造形の由来を神話的国土観である「大八洲」に求めていた通説に疑問を提起する。加えて『日本書紀』に見られる古訓、祝詞や宣命の検討を通じて、「高御座」の原義が抽象的な天皇位の概念も含んだものであったとし、高御座の由来を「壇」のみに求めることはできないとする。以上のような儀礼形態・空間・思想のもとに成立した高御座は、神話的・伝統的な天皇像を転回させる歴史的意義を持っていたと結論する。

第二章「嘉承二年の『御即位次第』について」では、宮内庁書陵部所蔵の未紹介史料、九条家旧蔵の『御即位次第』に書誌学的な検証を加えるとともに、中世の即位儀礼をめぐる重要な争点である即位灌頂の実態について、新たな知見を提供している。これまで未解明であ

った本史料の作成時期と作者について申請者は、嘉承二年の鳥羽天皇即位に際して作成された、大江匡房撰『江家次第』の未発見部分であることを指摘する。また本史料には、後三条天皇が密教的な印を結んだという即位灌頂の作法について、これまで知られていない記述が認められるが、鎌倉時代以降に定着する即位灌頂とは異なり、この当時撰関家が天皇に作法を伝授した蓋然性は低いとする。即位灌頂は天皇と大日如来の一体化を示す作法と言われているが、後三条自身は「一字金輪を持」して印を結んでおり、このことから大日如来との同体説は天皇の意図とは別に、後世付加されていったものであると結論する。本章の最後には『御即位次第』の釈文を付している。

第三章「明恵上人『夢記』の文殊現形記事について」では、中世における「日記」の一形態として、宗教的体験としての夢（好相）を記した明恵自筆の『夢記』高山寺本第一篇を対象とし、原本の形態からその執筆過程を明らかにすることで、明恵の宗教的实践と思索の過程を辿る。当時の「日記」が日次記に直接書き継がれるだけでなく、別紙に覚書として記されたのち日次記の形に編集されるといった事例があることを踏まえ、『夢記』高山寺本第一篇には、覚醒時の出来事と夢の内容を結びつけながら推敲された形跡があることを指摘する。建久七年春頃の紙背記事が別紙から転写したものであること、本史料が建久七年夏以降に執筆されたことを論じた上で、オモテ面に記された文殊現形の好相の記事に、その後の修行の方針を書き付けた裏書があることを明らかにする。この記事が、伝記類の内容と矛盾する点があることを問題として取りあげ、明恵は文殊現形の好相を『華嚴経伝記』の内容と照らし合わせることで修行の方針を選択していたこと、このことがのちに、明恵が「仏光観」という観想法の理論を取り入れて独自の教学を形成するきっかけになること、こうした夢（好相）の解釈と宗教的实践への反映を繰返す中で、『夢記』とは異なる伝記類のテキストが形成されていったことを論じる。

第四章「鴨社古図（賀茂御祖神社絵図）と賀茂社御参籠」は、京都国立博物館所蔵「賀茂御祖神社絵図」（鴨社古図）の製作年代とその目的について、治天の君による参籠行事に着目した新たな説を提示する。本図は鎌倉時代以前の景観を描いた南北朝～室町時代の写本と考えられているが、図中にある押紙や加筆の年代をめぐって、先行研究の見解は整理されていない状況にある。加筆が集中している図中の「御所」は、従来「斎院御所」と考えられていたが、申請者はこの「御所」が治承三年の後白河院の参籠に際してはじめて造営されたこと、さらにこの「御所」周辺には亀山院政期頃の景観が加筆されていることを指摘する。鎌倉時代における院（治天の君）の賀茂社参籠について申請者は、境内の御所に宿泊して下社・上社と撰社への「宮廻」を繰返す行事であり、院政期からおこなわれていた神社御幸の形式に、宿所の造営を伴う遠隔地参詣の方法を取り入れて成立したものであるとする。ただし治天の君の賀茂社参籠は恒例行事として定着しておらず、参籠の日数や形式も様々であり、弘安の役を契機として亀山院の参籠が一ヶ月を超える「百度詣」の形で展開していることに着目し、治天の君の参籠は伏見院政期を最後に終焉することも踏まえ、鴨社古図の加筆が亀山院政期に遡ると論じる。最後に、御所の修造を要する治天の君の参籠が、中世の賀茂

社の経済的基盤の確保につながることを指摘した上で、鴨社古図は中世の社家が維持修造する建物を記録するとともに、治天の君の参籠の案内図として用いることを目的として製作されたと結論する。

終章では、上記四章の概要をまとめるとともに、本論文で取りあげられなかった問題点を補足し、今後の研究の展望を示している。